

施工時期の平準化について

1. 背景

- ・公共工事は、多くの工期が年度内に設定され、4月から6月の第1四半期の工事量が少なく、施工時期が年度後半の第3四半期及び第4四半期に偏る傾向がある。
- ・建設業に従事する労働者にとっては、繁忙期に長時間労働が常態化する一方で、閑散期は収入が減る課題がある。
- ・施工時期の平準化により、一年間の工事量の偏りを解消し、年間を通じて工事量が安定することで、人材や機材等の効率的な配置と活用が図られ、建設業界の将来の担い手を確保するとともに、建設業者の働き方改革、公共工事の品質の確保につながるものである。
- ・令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、年間の工事量を平準化することは発注者の責務となっている。

2. 平準化率 α 【年度の平均工事件数と4月から6月期の平均の工事稼働件数の割合】

*平準化率 α の定義 別紙

豊川市	令和元年度 α : 0.55	平成30年度 α : 0.44
-----	-----------------------	------------------------

○地域別平準化率

令和 元年度 愛知県 α : 0.73、県内市町村 α : 0.54
(全国平均 α : 0.70)

平成30年度 愛知県 α : 0.68、県内市町村 α : 0.46
(全国平均 α : 0.65)

3. 現在の取組

平準化の取組事例	取組内容
：速やかな繰越手続	：年度内に工事の完了が困難な場合など、次年度への予算繰越が必要であることが確定次第、繰越手続を実施
：積算の前倒し	：工事発注前年度のうちに設計・積算までを完了させ、発注年度当初に速やかに発注手続を開始
：早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）	：第1四半期の契約率の目標設定（40％以上）、四半期ごとに発注見通しを公表。令和2年度からは、平準化推進工事（新規事業もしくは従来第2四半期以降に発注していた工事で、第1四半期発注を目指す工事）を各課1件以上選定する取組を実施

4. 今後の目標・取組

○目標

- ・ 県内市町村平準化率以上の平準化率α0.6 以上を目標とする。

○目標達成のための取組

(既取組の確実な実施)

- ・ 早期発注
- ・ 平準化推進工事

(新たな取組)

- ・ 国等の取組方針や県内他市の事例を参考に以下の取組を進める



◇4月から6月にかけて工事稼働件数を増やすために、原則、年度内完了を前提としている工期1年未満の工事などについて、年度をまたぐ契約の方法を活用する。複数年度にまたがる契約をすることで、年度当初の4月から6月の閑散期においても工事の施工が可能となり、施工時期の平準化に対して効果がある。

(例)

- ・ 当該年度内の3月までに契約までを済ませ、当該年度の支払いはゼロである契約を活用することで、次年度当初の4月から工事に着手することができる。